

京都市消防団員の定員, 任免, 給与, 服務等に関する条例の一部を改正する条例 (平成27年3月27日京都市条例第 89 号) (消防局総務部庶務課)

消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律の施行により, 消防団の加入の促進及び消防団員の処遇の改善を図るため必要な措置を講じることとされたことに伴い, 次のとおり必要な措置を講じることとしました。

- 1 消防団への加入の促進を図るため, 消防団員の任用資格を拡充することとしました。
- 2 消防団員の処遇の改善を図るため, 報酬を支給することとしました。

この条例は, 平成27年4月1日から施行することとしました。

京都市消防団員の定員，任免，給与，服務等に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

平成27年3月27日

京都市長 門川大作

京都市条例第 89 号

京都市消防団員の定員，任免，給与，服務等に関する条例の一部を改正する条例

京都市消防団員の定員，任免，給与，服務等に関する条例の一部を次のように改正する。

第1条中「消防団員（）」の右に「第7条を除き，」を加える。

第3条各号列記以外の部分中「資格を有する」を「いずれにも該当する」に，「行なう」を「行う」に改め，同条第1号中「または勤務する」を「勤務し，又は通学する」に改め，同条第3号を削る。

第11条中「この条例」の右に「において別に定めることとされている事項及びこの条例」を加え，「，必要な」を「必要な」に，「市長」を「，市長」に改め，同条を第12条とする。

第8条の前の見出しを削る。

第10条に見出しとして「(秘密を守る義務)」を付し，同条中「他にもらしては」を「漏らしては」に改め，同条に後段として次のように加える。

その職を退いた後も，同様とする。

第10条を第11条とする。

第9条に見出しとして「(信用失墜行為の禁止)」を付し，同条中「傷つけ，または」を「傷付け，又は」に改め，同条を第10条とする。

第8条に見出しとして「(職務への従事)」を付し，同条本文中「よって」を「より」に改め，同条ただし書中「したがい」を「従い」に改め，同条を第9条とする。

第7条の見出しを「(費用弁償)」に改め，同条第1項各号列記以外の部分中「の各号」を削り，同条第2項中「その他給与に関し必要な事項は，市長が」を「及びその支給の方法は，別に」に改め，同条を第8条とし，第6条の次に次の1条を加える。

(報酬)

第7条 消防団員に対しては，次の各号に掲げる区分に応じ，当該各号に掲げる額の報酬を支給する。

- (1) 団長 年額 82,500円
 - (2) 副団長 年額 69,000円
 - (3) 分団長 年額 50,500円
 - (4) 副分団長 年額 45,500円
 - (5) 部長及び班長 年額 37,000円
 - (6) 団員 年額 36,500円
- 2 前項の報酬の支給の方法は、別に定める。

附 則

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

(消防局総務部庶務課)